

凡例

二重線：削除

強調，下線：追加

査読者： 椎名委員，尾崎幹事

第Ⅲ編 計画設計の具体的手法

3.6.6(1)5) 自転車横断路および自転車通行部分

- ・ 昭和 53 年の通達はこれでよいか？
- ・ 道路構造令，道路交通法で定義されており，文章を修正すること．
- ・ 横断歩道とセットで設置されることが多いため，3.6.6 とし横断歩道のあとに記述すべき．

＜対応方針＞

- ・ 昭和 53 年の通達は古いと考えられるため削除する．
- ・ 現在は「自転車横断路」ではなく，「自転車横断帯」とされている他，自転車の通行部分も道路交通法で示してあることから修正する．
- ・ 一般的な概念を記述してある部分についてはそのまま残すこととする．
- ・ 記載位置を横断歩道のあとに変更するかについては幹事会で議論していただきたい．

○作業の進捗状況

修正提案

（記述案）

~~6.1.5 自転車横断路および自転車通行帯~~

5) 自転車横断帯および自転車の通行部分

~~自転車交通の運用方法や路面標示については、『「道路交通法等の一部改正に伴う道路管理上の措置等について」の取り扱いについて』（昭和 53 年 12 月 1 日，道企発第 59 号）によって通達されているが，まだ詳細に記された基準はない。~~

~~ここでは，現在まで実施された 2～3 の対策を中心に自転車横断路および自転車通行帯の設置要領を紹介する。~~

①自転車横断帯

自転車横断帯は道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分であり，自転車が道路を横断する場合や交差点を通行しようとする場合で自転車横断帯があるときは，この部分を場所には，自転車横断帯によって横断，通行しなければならないとされている。

（道路交通法第 2 条第 1 項 4 号の 2，第 63 条の 6，7）

自転車横断帯は，自転車交通に対して歩行者に対する横断歩道と同じ機能を有するものであり，その設置方法位置は横断歩道と同様の考え方であり，下記を標準とする。

- ・ 横断歩道が設置されている場合，原則として横断歩道に平行して交差点側に設置する．
- ・ 自転車横断帯は，自転車をはが車道を横断する場所として車道横断方向に設置するとともに，不自然

に迂回させないこと。

- ・ 横断歩道が設置されていない場合は、横断歩道の設置要領に準じ、設定する。 ←この文章は削除
- ・ 自転車横断帯の幅員は 1.5m を標準とする。
- ・ ④交差点における自転車の通行帯路を明確に標示すること。 し、高齢者、年少者でもわかるようにする。 ←この文章は削除

~~②自転車を不自然に迂回させないこと。~~

~~③単路部から交差点に入る自転車の導流標示を行い誘導すること。~~

- ・ ④隅角部は、可能なかぎり段差や防護柵を設置して物理的に一般車道と分離し、 ~~すること。~~ 自転車を左折車の大型車による左折巻き込み事故を防止する等から守ることに必要である。

~~⑤自転車通行路は年少者でも判るような標示にすること。~~

② 自転車の通行部分

道路における自転車の通行は以下に区分され、それぞれの交差点およびその付近部における通行方法について示す。

a. 自転車歩道通行可規制が行われ道路標識等により自転車の通行が認められている歩道および自転車歩行者車道。（道路交通法第 63 条の 3、4 第 1 項、第 2 項）

- ・ 歩道上に設ける自転車の歩道通行部分が指定されている場合、その幅は自転車がすれ違い 2 台併進できる 2.0m 1.5～2.0m 幅を標準とし、歩道の有効幅の 1/2 以下とする。（図 3.6.36） ~~し、歩道がせまい箇所では 1.0m としてもよい（図 5-6-7、図 5-6-9 参照）。~~
- ・ 自転車の歩道通行部分が指定されていない場合、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を通行することとなっているため、舗装等を区分するなど自転車の通行部分がわかるようにすることが望ましい。

b. 路側帯。（歩行者の通行を妨げる場合や道路標示等によって通行が禁止されたものを除く。道路交通法第 17 条の 2） ←この文章は削除

b. 自転車専用通行帯規制が行われている車道（道路交通法第 20 条 2 項）

- ・ 自転車の専用通行帯が指定されている場合、自転車は車道の指定された部分を通行しなければならない。自転車専用通行帯の前面および区間内には、自転車の専用を表わす道路標識、道路標示を設置する。
- ・ 自転車専用通行帯の幅員は、自転車の占有幅を考慮し 1.5m 以上が望ましい。
- ・ 自転車専用通行帯は交差点まで設置することが望ましいが、右折専用車線の設置等により自転車専用通行帯が確保できない場合や交差点部における自転車の車道通行に危険性がある場合などには、自転車の交差点進入禁止規制が行われることがある。交差点付近のみ自転車を歩道通行させる場合、または、自転車の交差点進入規制を行うこの場合、図 3.6.37 のように交差点手前で自転車を歩道部分に乗せるものとする。
- ・ 自転車を歩道に乗せる位置は、一般的には右折車線を設けるために車線がシフトされ狭くなる付近とするが、少なくとも停止線より大型自動車 1 台分の距離以上（15m 以上手前）は確保するものとする。（図 3.6.38）

c. 自転車道

- ・ 自転車道は、歩道や車道と構造的に分離されているものであり、交差点の隅切り部においても同様車道や歩道と物理的に分離された構造とすることが必要である。このとき、横断歩道は自転車道も

横断するように設置する。したがって、自転車道の停止線は~~を~~車道の停止線と同様の位置に設置する。(図 3.6.39)

- ・ 自転車道の幅員は、2.0m以上とし、やむを得ない場合は 1.5mまで縮小できるとされている。
(道路構造令第 10 条の 3)

~~(1) 自転車が歩道上を通行する場合~~

~~歩道上に設ける自転車通行帯の幅は自転車が 2 台併進できる 1.5～2.0m 幅を標準とし、歩道がせまい箇所では 1.0m としてもよい(図 5-6-7, 図 5-6-9 参照)。~~

~~(2) 自転車が車道上を通行する場合~~

~~車道の自転車を歩道に載せる位置は、一般的には右折車線設置のため車線シフトがなされる付近とし、少なくとも停止線から 15m 以上手前とする(図 5-6-8 参照)。~~

なお、計画の詳細については「改訂 路面標示設置の手引き 第 3 版 (交通工学研究会)」を参考にするとよい。

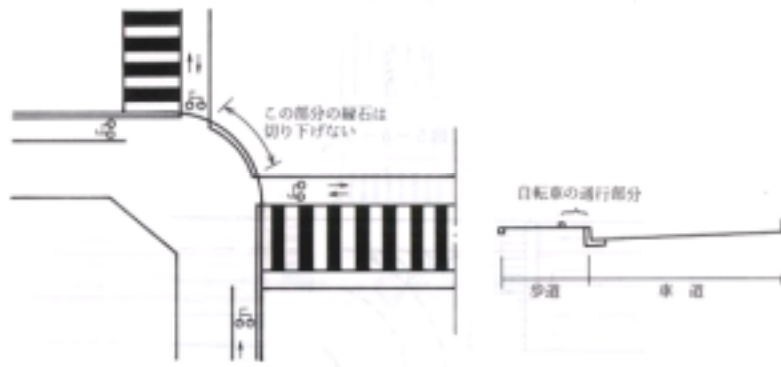


図 3. 6. 36

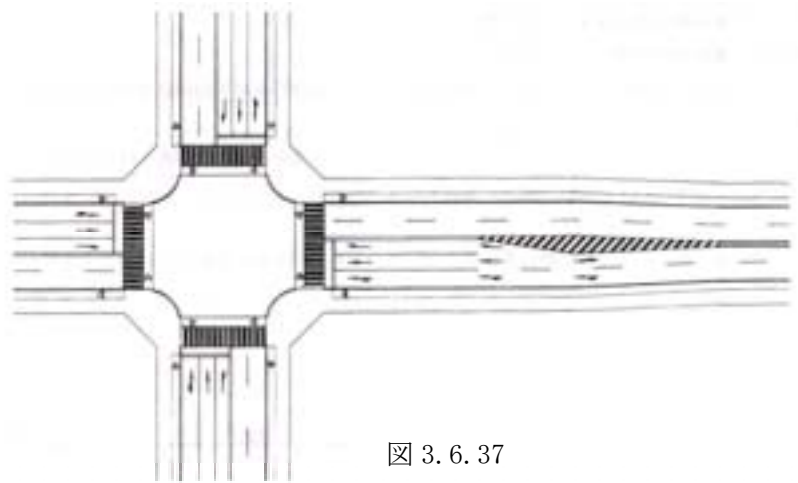


図 3. 6. 37

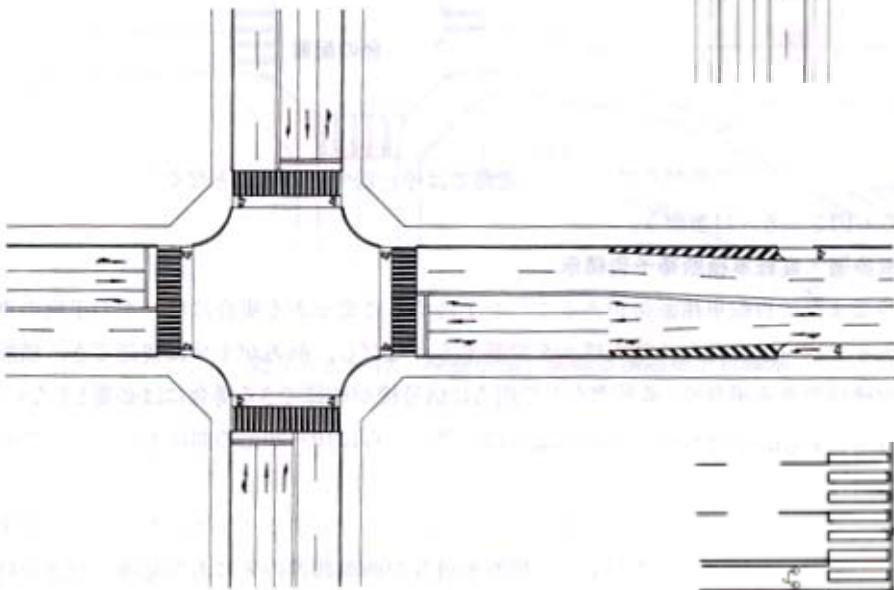


図 3. 6. 38

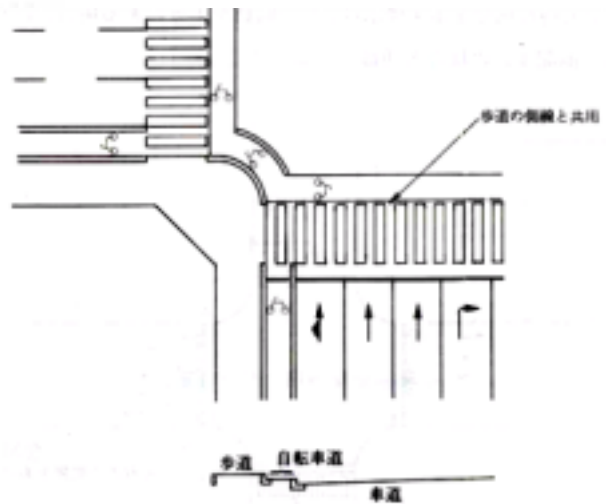


図 3.6.39